

## 第3章 計画の基本的考え方

### 第1節 障がい福祉をめぐる課題

第3次佐渡市障がい者計画で取り組むべき課題は、以下のとおりとなります。

#### 1 就労支援への取り組みの強化

障がい者就業・生活支援センターはじめ、関係各機関の連携と協力により、障がい者雇用の促進を図っていますが、障がい者が企業等における一般就労へ移行する事例は、いまだ多くないのが実情であります。企業、事業所等における障がい者雇用の拡大を推進するとともに、一般就労が困難な人、さまざまな理由によって外出が困難である人に対し、短時間等の就労形態の開拓や障がい特性に応じて十分に能力を発揮できる就労の場が必要です。就労の場があることは、障がい者にとって生きがいにもつながることから、障がい者就業・生活支援センターやハローワーク佐渡と連携し、就労に必要な技術修得機会の提供等の支援を行い、障がい者の就労環境を整備することが必要です。

#### 2 障がいのある人とともに暮らす共生社会の実現

障害者差別解消法の施行をはじめ、障がい者に関する各種法制度の整備がなされ、適切な合理的配慮のもとに、障がい者が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、社会的障壁が除去、改善される必要があります。また、障がいに対する適切な理解をすすめ、偏見や差別をなくし、地域社会において、市民と共生することを妨げられることのないよう、すべての人の基本的人権が尊重され、障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができる共生社会の実現が求められています。

### 3 ライフステージ各段階における総合的な施策展開

障がい者施策は、障がいの状況に応じた保健、医療、福祉サービス、教育、生活環境、雇用、就労、文化、スポーツ活動など分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障がい者が、ライフステージの各段階において、本人の望む暮らし方の実現に向けた支援を受けるためには、本人及び家族を含む施策の多様な担い手が互いの分野間の調整を行い、迅速、かつ、的確なサービス提供につなげていくことが重要です。ライフステージにおける分野横断的、総合的な施策の展開が求められます。

### 4 地域での生活が続けられる仕組みづくり

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、基本的理念として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」が掲げられています。特に本市では、「地域生活への移行」に関し、施設に入所している障がい者や精神科病院に長期入院されている精神障がい者の地域移行への環境整備が喫緊の課題です。また、本市は人口の減少とともに、障がいのある人を介護する家族等の高齢化が進んでおり、親亡き後の障がい者の支援も課題であり、成年後見制度の利用促進や障がい福祉サービス等の充実が求められます。適切な福祉サービスがいつでも受けられるよう、地域の人材を活用しながら、障がいのある人が地域の中で安心して自立生活を実現できる仕組みづくりのため、関係機関がさらに連携を強化していく必要があります。

## 第2節 基本理念

「第2次佐渡市障がい者計画」では、「健やか」「思いやり」「安全安心」「障がい者の自立」をキーワードとして、基本理念に「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を掲げ、諸施策の推進を図ってきました。

「第3次佐渡市障がい者計画」においてもこれを踏襲し、これまでの施策をさらに充実し、推進することとします。

### 基本理念

障がい者の健やかな生活と自立を、  
思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり

## 第3節 基本目標

基本理念である「障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島（まち）づくり」を実現するためのより具体的な目標として、また、分野別施策に対して共通的、横断的な方向性を示す目標として、次の基本目標を設定します。

### 基本目標1：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

障がい者が自らの意思で生き方を選択、決定することができ、安心して地域生活を送るためには、教育や就労、日中活動、文化、スポーツ等、多様な社会活動の場が必要です。障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が生じることなく、尊厳が保持され、権利が守られるよう、障がいに対する理解の促進と啓発に努めます。

### 基本目標2：共生のために連携と協働するまち 佐渡

佐渡市が離島であり、社会資源が限られる中で支え合いと共生が今後さらに重要とされる視点です。障がいの有無に関わらず、誰もが地域で共に育ち、学び、働き、地域とつながり、活動するにあたり、それぞれが持てる力を最大限に発揮し、地域で自分らしく生活できる共生社会を実現します。そのためさまざまな分野で市、市民、事業者ほか、関係する全ての人が連携、協働して障がい者が自らの生活のあり方を主体的に選択し、行動できる環境と仕組みを構築します。

### 基本目標3：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

必要なときに支援が受けられる環境が整備されることは、自分らしい生活を送り、社会参加を実現する上で大切な基盤です。一人ひとりの年齢や障がいの状況に応じて、本人やその家族に寄り添い、ニーズにあった適切な支援を途切れなく、継続的に受けることができる体制を整備します。

## 第4節 主要施策

### 1 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

障がい者が安全に、そして安心して地域社会の中で生活できるよう、公共施設、大規模施設等のバリアフリー化を推進します。近年、自然災害が増加する中、障がい者は特別な支援を要することから、障がい特性などに配慮した福祉避難所の確保、災害時要援護者全般の避難を支援できる地域の体制づくりを推進します。さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように、情報提供や支援を図ります。

### 2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

障がい者が原因で、通信及び情報の活用が十分にできないということのないよう、全ての障がい者に必要な情報が、よりの確に伝わる情報媒体、提供方法及び体制などの充実を図ります。また、通信機器などの利用機会の格差や意思疎通の不都合をできる限り低減できるよう、最新の情報技術の活用により、障がい特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

### 3 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くとともに、全ての市民が障がい者のことを理解し、相互に人格と個性を尊重し合う中で、権利が守られることが求められます。障害者差別解消法の理念の啓発に努めるとともに、障がい者への差別的な取扱いの禁止と合理的な配慮、虐待発見時の通報義務などについて周知を図ります。

### 4 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

障がい者が地域で自立して生活するための基盤を整備するため、在宅サービスなどの福祉サービスの充実を推進してきましたが、今後も障がいの有無にかかわらず、市民が地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者が個人として尊重される生活を営むためのさまざまな支援を進めるとともに、総合的な相談支援体制の充実を図ります。併せて、障がい福祉サービスを支える人材の確保

も重要であり、その確保と質の向上に努めます。また、自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

## 5 保健・医療の推進

障がい者が安心して地域で生活を送ることができるよう、適切な保健、医療サービス、リハビリテーションの提供を推進します。障がい者の個々の現状やニーズにあった保健、医療サービスを提供するため、関係機関の連携を強化します。

また、障がいの原因となる疾病等の予防、治療が可能なものについては、これらに対する保健、医療サービスの適切な提供を図ります。

## 6 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図り、障がいや障がい者に対する理解を促進するため、広報、啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障がいのある人を地域で支え合う市民意識の醸成に努めます。

また、障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた配慮を行うとともに、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

## 7 雇用・就労の支援と所得保障

雇用や就労は、障がい者の経済的自立のための重要な柱であり、自らの能力と適性に応じて就労できる場があることは、生きがいにもつながります。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては、福祉的就労の底上げにより工賃の水準の向上を図ります。また、さまざまな理由により外出が困難である人には、短時間でも外出ができるような就労の場等が提供できるように、関係機関との連携を図り、総合的な支援を推進します。

## 8 教育・育成

障がい児の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うためには、一人ひとりのニーズに応じた、きめ細かな支援が必要です。

学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、自閉症などについて教育的支援を行う等、乳幼児期から学齢期まで、一貫した療育や教育を行います。

障がい者が、社会においてその能力を発揮し、自己実現を図ることができるよう、学校教育のみならず、生涯にわたってその年齢、能力、障がいの特性等を踏まえた教育を受けられるよう取り組みます。

## 9 社会活動への参加の促進

障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加、行動し、自分らしく自己実現できるよう、円滑に生涯学習やスポーツ、レクリエーションを行うことができる環境を整備します。芸術及び文化活動への参加を通じて、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するとともに、レクリエーション活動を通じた体力の増強や交流、余暇の充実等を図ります。

## 第5節 施策の体系

基本理念及び基本目標のもとに各施策項目を配置し、その体系を示すと次頁のとおりとなります。

## ■施策体系

基本理念 障がい者の健やかな生活と自立を、思いやりで支える安全安心な島(まち)づくり

基本目標1：障がいに対する理解と配慮を持つまち 佐渡

基本目標2：共生のために連携と協働するまち 佐渡

基本目標3：ライフステージを通じた総合的な支援のあるまち 佐渡

### 主要施策1 安全・安心な生活環境の整備と防災、防犯等の推進

- ① 移動・交通手段の充実
- ② バリアフリーの島(まち)づくり
- ③ 防災対策
- ④ 地域の安全対策

### 主要施策2 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

- ① 情報アクセシビリティの向上
- ② コミュニケーション支援の充実

### 主要施策3 差別の解消、虐待の防止及び権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消の推進
- ② 虐待の防止と権利擁護の推進

### 主要施策4 生活支援・福祉サービスの充実と意思決定支援の推進

- ① 相談支援体制の充実
- ② 地域生活への移行
- ③ 生活安定施策の推進
- ④ 障がい者団体、保護者団体等への支援
- ⑤ 障がい福祉サービスの充実
- ⑥ 福祉サービスの評価と質の確保
- ⑦ 専門職の養成・確保

### 主要施策5 保健・医療の推進

- ① 障がいの予防対策の充実
- ② 障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進
- ③ 保健・医療・リハビリテーションの充実
- ④ 難病・発達障がいへの支援
- ⑤ 精神障がい者に係る精神保健福祉の取組、地域移行の促進及び医療における適正手続きの継続

### 主要施策6 啓発・交流の促進と行政等における配慮の充実

- ① 理解・啓発活動の推進
- ② 福祉教育等の促進
- ③ ボランティア活動やNPO活動の支援
- ④ 選挙と政策決定への参加

### 主要施策7 雇用・就労の支援と所得保障

- ① 雇用の拡大
- ② 就労環境の整備
- ③ 所得保障・工賃水準の引き上げ

### 主要施策8 教育・育成

- ① 一貫した相談支援体制の整備
- ② 学校教育の充実
- ③ 支援体制の充実

### 主要施策9 社会活動への参加の促進

- ① 地域活動への参加促進
- ② スポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動等の推進
- ③ 交流・ふれあいの拡充